

安芸高田市監査委員告示第 5 号

令和 8 年 6 月 11 日

令和 8 年 3 月 2 日付け住民監査請求の監査結果にともなう勧告の措置状況について、内容が不十分であるため、別紙のとおり勧告したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき公表します。

安芸高田市監査委員 品川 忠治

安芸高田市監査委員 穴戸 邦夫

安高監第 28 号
令和 8 年 6 月 9 日

安芸高田市長 藤本 悦志 様

安芸高田市監査委員 品川 忠治
安芸高田市監査委員 宍戸 邦夫

住民監査請求の監査結果にともなう勧告について

令和8年3月2日付けで請求のあった住民監査請求に関して令和8年4月22日付け安高監第10号で勧告を行い、2026年5月28日付け安高政第137号の報告により、令和6年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務の「地域おこし協力隊員の活動費（人件費相当、活動費相当）の支払い」の一覧表が提出されましたが、その支払いを裏付ける証拠書類の写しが添付されていませんでした。

ついては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、次に掲げる措置を講ずることを勧告します。

勧告

上記の令和6年度委託型（民間連携型）地域おこし協力隊活動サポート業務の「地域おこし協力隊員の活動費（人件費相当、活動費相当）の支払い」に関する一覧表に記載されている各種支払いについて、その支払いを裏付ける証拠書類の写しを、本年7月末までに提出すること。

提出期限までに提出ができない場合は、提出可能となった時点で速やかに提出すること。

また、提出が見込めない場合は、その理由を報告すること。